

平成 29 年 4 月請求分から

水道料金と下水道使用料が変わります

○水道料金の改定について

本町の水道事業は、町民の皆さんへ安全な水を供給するために拡張を進め、現在普及率96%を超える水準まで整備されています。

一方、創設から50年以上経過し、水道管や浄水場など多くの施設が老朽化しており、放置すると水道管の破裂や施設の故障などで水の供給が止まり、皆さんの生活に大きな支障をきたすおそれがあります。

そのため、町では「水道事業ビジョン」と「水道事業経営戦略」を策定して施設の新規整備と更新整備の順位を取りまとめ、財政のシミュレーションを行った結果、**水道料金収入総額の平均6%の値上げ**を行います。

○下水道使用料の改定について

本町の公共下水道事業と農業集落排水事業は、公衆衛生の向上と水質保全を図る重点施策として積極的に整備を進め、現在の普及率は96.8%となっています。

町の下水道事業会計は、平成25年度から地方公営企業法の適用を受け、独立採算を旨指して経営努力を続けてきましたが、平成36年度までの財政計画では、現行の下水道使用料では経営が困難で、一般会計からの基準外繰入金に依存しなければならぬ状況にあります。

今後も効率的にサービスを提供しつつ、さらなる整備と施設の維持管理を行うため、総務省が示す適正な下水道使用料（1カ月、20立方メートルあたり3千円）の水準を確保して経営を健全化する必要があることから、**使用料収入総額の平均約15%の値上げ**を行います。

今後町では、利用者の皆さんが安心して水道を利用できるよう、災害に強く、安定した水の供給ができる施設の整備、維持管理を行います。皆さんにはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

説明会を開催

町では、水道料金と下水道使用料の改定についての説明会を開催します。※事前申込不要で、行政区の指定はありません。どの会場にでも参加できます。

▼日時

- ① 12月18日(日) 午前10時～
町公民館3階大研修室
- ② 12月19日(月) 午後7時～
西徳田2区公民館
- ③ 12月20日(火) 午後7時～
矢巾町農業環境改善センター
(室岡)

改定の内訳（平成 29 年 4 月請求分～）

◆水道料金

- ① 用途別の料金体系を見直し、シンプルな料金体系とします。
- ② 施設の更新計画を踏まえた料金とします。
- ③ 基本料金に「メーター口径 150 ミリ」と「メーター口径 200 ミリ」を加えます。
- ④ 受益者分担金の見直しを行います。
- ⑤ 料金収入総額の**平均 6%の値上げ**を行います。

◆下水道使用料

- ① 料金体系は「基本水量制」を廃止し、基本使用料と従量使用料の合算とします。
- ② 総務省が示した指標（3,000 円/20 立方メートル）に基づいた金額とします。
- ③ 使用料収入総額の**平均 15%の値上げ**を行います。

平成 29 年 4 月からの料金について

毎月の請求額 = ①水道料金 + ②下水道使用料

- ①水道料金 = 基本料金（メーターの口径）+ 従量料金（使った量）+ 消費税
- ②下水道使用料 = 基本使用料（定額）+ 従量料金（流した量）+ 消費税

※詳しい単価は、下の「料金・使用料比較表」をご覧ください。

【例】口径が 20 ㍉の一戸建て住宅で、使用量が 17 立方メートルだった場合の改定後請求額 ※税込み

①水道料金 3,753 円 + ②下水道使用料 2,583 円 = 請求額 6,336 円

①水道料金の内訳

基本料金 1,270 円… a
 従量料金 (17m³)
 (10m³分) 105 円 × 10m³ = 1,050 円… b
 (7m³分) 165 円 × 7m³ = 1,155 円… c
 (a+b+c) × 消費税 8% = 3,753 円

②下水道使用料の内訳

基本使用料 805 円… a
 従量使用料 (17m³)
 (10m³分) 46 円 × 10m³ = 460 円… b
 (7m³分) 161 円 × 7m³ = 1,127 円… c
 (a+b+c) × 消費税 8% = 2,583 円

※現行金額で計算すると… ① 3,569 円 + ② 2,231 円 = 請求額 5,800 円 (536 円値上げ)

料金・使用料比較表

○水道 基本料金（税抜き）

メーターの口径	現行料金(円)	改定後料金(円)
13mm	640	680
20mm	930	1,270
25mm	1,650	1,780
30mm	3,050	4,270
40mm	4,450	7,250
50mm	8,500	13,100
75mm	21,500	28,230
100mm	34,000	34,000
150mm	—	78,200
200mm	—	119,000

○水道 従量料金（税抜き）

現行料金(円/m ³)		改定後料金(円/m ³)	
用途	金額	用途	金額
家庭用	10m ³ までの分	生活用	10m ³ までの分
	10m ³ を超えた分		10m ³ を超えた分
集合住宅用	175	業務用	265
営業用	20m ³ までの分		
	20m ³ を超えた分		
官公署・団体用	265		
浴場営業用	225		
工場用	300		
プール用	300		
臨時用	320	臨時用	320

○下水道使用料(基本使用料・従量使用料)

現行使用料(税込み)		改定後使用料(税抜き)		
用途	金額(円)	用途	金額(円)	
基本使用料 (10m ³ まで、月額)	1,188	基本使用料 (月額)	805	
従量使用料 (1m ³ につき)	11m ³ ~ 20m ³	149	従量使用料 (1m ³ につき)	
	21m ³ ~ 50m ³	155		
	51m ³ ~ 100m ³	162		
	101m ³ ~ 1000m ³	169		
	1001m ³ ~	176		
臨時使用料	1m ³ までにつき	207	臨時用	221

